

安曇野市制施行20周年記念市民提案事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安曇野市制施行20周年記念事業の実施に当たり、市民の積極的な参加を促進し、事業の充実を図ることを目的とした安曇野市制施行20周年記念市民提案事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、安曇野市補助金等交付規則（平成17年安曇野市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別事業 安曇野市制施行20周年を記念して、新たに実施する事業をいう。
- (2) 冠事業 例年行っている事業のうち、安曇野市制施行20周年を記念し事業内容を拡大して実施され、かつ、その内容が適当と認められるものをいう。ただし、例年と同様（同規模）のまま開催するものを除く。

(対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する事業
- (2) 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）が主体となり、企画及び運営をする事業
- (3) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に実施する事業
- (4) 開催場所が市内である事業（市長が特に必要があると認める事業は除く。）
- (5) 参加を希望する者が広く参加することができる事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、対象事業としない。

- (1) 法令又は公序良俗に反する事業
- (2) 政治、思想又は宗教活動を目的とする事業
- (3) 特定の個人、団体等の営利又は宣伝のみを目的とする事業
- (4) 反社会的な活動を行う団体と関係がある事業
- (5) その他市長が不適当であると認めた事業

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができるものは、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 活動拠点が市内であること。
- (2) 構成員が5人以上であること。
- (3) 構成員の過半数が市内に在住、在勤又は在学している者であること。

(4) 団体の設立目的、組織、代表者等に関する定めがあること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象事業を実施するために必要な経費のうち、別表に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、冠事業においては、事業内容の拡大部分を実施するために必要な経費のみを補助対象経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の総額から寄附金その他の収入額を控除した額とし、50万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第7条 申請者は、安曇野市制施行20周年記念市民提案事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画等対象事業の概要が分かるもの

(2) 団体規約又はこれに類するもの

(3) 団体構成員の名簿

(4) 収支計画が分かるもの

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請ができる期間は、令和7年4月1日から令和8年2月28日までとし、原則として事業実施予定日の7日前までに申請するものとする。

3 補助金の交付申請は、1団体につき1件を限度とする。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条第1項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び額を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定に基づき安曇野市制施行20周年記念市民提案事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又は安曇野市制施行20周年記念市民提案事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付を決定した場合において、必要と認めるときは、交付すべき補助金の10割以内において概算支出をすることができる。

4 前項に規定する概算支出を必要とするときは、申請者は、安曇野市制施行20周年記念市民提案事業補助金交付（概算払）請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第9条 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

(1) 対象事業の内容について、次に掲げる事項を行おうとするときは、あらかじめ市長に申請し承認を得ること。

ア 対象事業の実施場所の変更その他の主要な事業内容の変更

イ 対象経費の5分の1以上の減額

(2) 対象事業を廃止しようとするときは、市長に申請し承認を得ること。

(3) 対象事業に係る帳簿又は証拠書類は、当該事業の終了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

(4) 事業名称に「安曇野市制施行20周年記念」と冠を付すこと。

2 前項に定めるもののほか、補助金の交付の決定に際し、市長は、当該補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(申請事項の変更)

第10条 第8条第1項に規定する補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）を受けたものは、前条第1項第1号又は第2号の承認を受けようとするときは、安曇野市制施行20周年記念市民提案事業補助金変更（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、安曇野市制施行20周年記念市民提案事業補助金変更（廃止）承認通知書（様式第5号）又は安曇野市制施行20周年記念市民提案事業補助金変更（廃止）不承認通知書（様式第6号）により前項の申請を行ったものに通知するものとする。

(実績報告書)

第11条 交付決定を受けたものは、対象事業が終了したときは、安曇野市制施行20周年記念市民提案事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業決算書

(2) 帳簿及び証拠書類の写し

(3) 記録写真その他補助事業の実績が分かる書類

2 前項に規定する実績報告書は、対象事業の終了の日から30日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条第1項に規定する実績報告書の提出があったときは、速やかに当該実績報告書の審査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、安曇野市制施行20周年記念市民提案事業補助金交付確定通知書（様式第8号）により実績報告書を提出したものに通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後において、補助金を交付するものとする。

2 前条の規定による補助金の額の確定を受けたものは、補助金の交付を受けようとするときは、安曇野市制施行20周年記念市民提案事業補助金交付（概算払）請求書を市長に

提出しなければならない。

（補助金交付の決定の取消し）

第14条 市長は、交付決定を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （１） この要綱及び補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- （２） 対象事業を実施しなかったとき。
- （３） 申請の内容と事実が著しく異なったとき。
- （４） その他市長が補助金の交付が適当でないと認めたとき。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の交付を受けたものに対し返還を命ずるものとする。

- 2 補助金の交付を受けたものは、対象事業の実施後において、既に交付を受けた補助金に残額があるときは、当該残額を市長に返還しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（失効）

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

補助対象経費		補助対象外経費
項目	主なもの	
報償費	講師、専門家への謝礼等	飲食費、備品購入費、工事費、団体の経常的な活動に要する経費、団体の構成員に対する謝礼、人件費及び旅費、賞金及び商品券等の購入に要する経費その他社会通念上必要でないと認められるもの
需用費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費等	
旅費	講師、専門家、出演者等の交通費、宿泊費等	
役務費	通信運搬費、保険料等	
委託料	会場設営費、警備委託料等	
使用料及び賃借料	会場使用料、機械器具の借上料等	
その他経費	その他市長が必要と認める経費	

様式第 1 号（第 7 条関係）

安曇野市制施行 20 周年記念市民提案事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

申請団体名

代表者名

印

代表者住所

代表者電話

次のとおり安曇野市制施行 20 周年記念市民提案事業補助金を交付されるよう申請します。

交付を取り消され、又は交付する額を超える補助金が交付されたため、補助金の返還を求められたときは、納期日までに納付します。

なお、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した遅延損害金を併せて市に納付します。

< 添付書類 >

1. 事業概要（資料 1）

2. 申請団体の状況（資料 2）

▷ 団体規約等（設立目的、組織、代表者等に関する定め）

▷ 構成員の名簿

3. 収支計画（資料 3）

▷ 予算積算資料

4. その他必要な資料

●事業概要（資料1）

①事業名			
②事業区分	特別事業 ・ 冠事業 （該当する方に○をしてください）		
③実施場所			
④実施期間	開始（予定）： 年 月 日から終了（予定）： 年 月 日まで		
⑤事業総額	円	⑥補助金交付要望額	
⑦概算払の希望の有無	無・有（理由： ）		
⑧事業概要			
⑨市制施行 20周年を 記念して実 施する内容			
⑩備考			

●申請団体の状況（資料2）

団体名	
構成員数	人(うち安曇野市在住・在勤・在学 人)
設立年月日	年 月 日
活動拠点	安曇野市
備考	

● 収支計画（資料３）

単位（円）

歳入項目	予算額	積算説明
計		

歳出 項目	予算額	うち対象経費	積算説明
	（下段、うち20周年分）	（下段、うち20周年分）	（下段、うち20周年分）
計			

※冠事業の場合、総事業費を上段、市制施行20周年を記念して実施する部分（内容の拡大等をした部分）の費用を下段に記載すること。

様式第 2 号（第 8 条関係）

安曇野市制施行 20 周年記念市民提案事業補助金交付決定通知書

第 号

年 月 日

団体名

代表者氏名

様

安曇野市長

印

年 月 日付けで申請のあった安曇野市制施行 20 周年記念市民提案事業補助金の交付について次のとおり決定しましたので、通知します。

事業名	
補助金交付決定額	円
交付条件	1 対象事業の内容について、次に掲げる変更をしようとするときは、あらかじめ市長に申請し承認を得ること。 （１） 対象事業の実施場所の変更等主要内容の変更 （２） 対象経費の 5 分の 1 以上の減額 2 対象事業を廃止しようとするときは、市長に申請し承認を得ること。 3 対象事業に係る帳簿又は証拠書類は、当該事業の終了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整理保存すること。 4 交付を取り消し、又は交付する額を超える補助金が交付されたため、補助金の返還を求めたときは、納期日までに補助金を返還すること。 なお、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した遅延損害金を併せて市に納付すること。 5 その他安曇野市制施行 20 周年記念市民提案事業補助金交付要綱を遵守すること。

様式第 3 号（第 8 条関係）

安曇野市制施行 20 周年記念市民提案事業補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

団体名

代表者氏名 様

安曇野市長 印

年 月 日付けで申請のあった安曇野市制施行 20 周年記念市民提案事業
補助金の交付について次のとおり決定しましたので、通知します。

事業名	
補助金交付決定内容	不 交 付
決定理由	

様式第 4 号（第10条関係）

安曇野市制施行20周年記念市民提案事業補助金変更（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

（団体名）
代表者氏名 印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定がありました。

事業について、次のとおり変更（廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

変更（廃止）の理由		
変更（廃止）の内容	変 更 後	変 更 前
交付を受けようとする 補助金の額	変 更 後	変 更 前
	円	円

様式第 5 号（第 10 条関係）

安曇野市制施行 20 周年記念市民提案事業補助金変更（廃止）承認通知書

第 号
年 月 日

団体名

代表者氏名 様

安曇野市長 印

年 月 日付けで申請のあった 事業の変更
（廃止）を承認します。

当初申請時交付決定	第 号	
承認の内容		
補助金交付決定額	承認後	承認前
	円	円

様式第 6 号（第 10 条関係）

安曇野市制施行 20 周年記念市民提案事業補助金変更（廃止）不承認通知書

第 号
年 月 日

団体名

代表者氏名 様

安曇野市長 印

年 月 日付けで申請のあった 事業の変更
（廃止）については、次の理由により承認しないので通知します。

理 由	
-----	--

様式第 7 号（第 11 条関係）

安曇野市制施行 20 周年記念市民提案事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

（団体名）
代表者氏名

印

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定を受けた
事業が次のとおり完了したので報告します。

事業名	
事業完了年月日	年 月 日
補助事業の内容及び成果	○総括 ○成果（申請時と比較して） ○評価・反省
交付の確定を受けたい補助金の額	円
そ の 他	

< 添付書類 >

- ・ 補助事業決算書
- ・ 帳簿及び証拠書類（写）
- ・ その他補助事業の実績が分かる書類（記録写真等）

様式第 8 号（第 12 条関係）

安曇野市制施行 20 周年記念市民提案事業補助金交付確定通知書

第 号

（団体名）

代表者氏名 様

年 月 日付で実績報告のあった安曇野市制施行20周年記念市民提案事業補助金の
交付について下記のとおり確定しましたので、通知します。

年 月 日

安曇野市長 印

記

1 交付確定事業名 _____

2 交付確定額 _____円

様式第 9 号（第 8 条、第 13 条関係）

安曇野市制施行 20 周年記念市民提案事業補助金交付（概算払）請求書

金 円也

年 月 日付け 第 号によって交付の確定（決定）のあった安曇野市制施行 20 周年記念市民提案事業補助金を請求します。

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金交付確定額 円
- 3 補助金概算払済額 円
- 4 今回請求額 円

（団体名）

代表者住所

代表者氏名 印

振 込 先 金 融 機 関		口座番号	普通・当座
金融 機関名	銀行	フリガナ	
	本店・支店 本所・支所	口座名義	